



日 監 第 6 2 号
令和4年(2022年)9月12日

(請求人) 様

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 鈴 木 洋 子

住民監査請求について (通知)

令和4年8月19日付けで受け付けた住民監査請求については、別紙理由書のとおり、不受理(却下)としたので、この旨通知します。

理 由 書

住民監査請求の請求期間については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項本文により「…当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。」とされており、同項ただし書（以下「ただし書」という。）により「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」とされている。

「法242条2項本文は、普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めた（最高裁昭和63年4月22日第二小法廷判決）」とされている。

請求人は、日野市職員措置請求書第2の6において「本件土地交換契約は、2014（平成26）年6月9日になされており、すでに1年が経過している。しかし、本件土地交換契約が本件条例（「日野市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例」補記）第2条1項ただし書、地方自治法237条2項に違反して無効であることが判明したのは、本件報告書（「旧たかはた保育園の機能移転に伴う一連の疑惑に関する第三者実態調査委員会報告書において不当とされた事項の自主検証結果報告書」補記）が公表された2022（令和4）年6月20日である。本件自主検討チームが本件土地交換契約につき「違法性の可能性が高いことは言わざるを得ない。」（資料10）との結論に至ったのも、同年5月13日のことである。」と主張するので、1年以内に監査請求できなかった場合の法242条2項ただし書にいう正当な理由の有無について検討する。

請求人の主張する正当な理由の有無については、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、法242条2項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。（最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決）」とされている。

本件土地交換契約は平成26年6月9日に締結されており、請求人が認識している通り、既に8年余を経過している。

そこで、ただし書の正当な理由の有無について検討する。請求人は本件報告書が公表された2022（令和4）年6月20日まで当該土地交換契約の

違法性を知ることができなかつたとしているが、当該土地交換契約の「存在又は内容」を知ることができた日については言及していない。本件土地交換が行われたことが一般の閲覧に供されたのは、平成26年度日野市事務報告書（平成27年8月20日発行）（以下、「事務報告書」という。）であり、同年9月には市内各図書館に配置され、請求人も提示している資料3（平成25年度（第9回）日野市財産価格審議会会議録（平成26年3月18日開催））は、事務報告書が一般の閲覧に供された時点において日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）等により知ることができた。すなわち、住民が相当の注意力をもって調査を尽くせば、知ることができたのであるから、請求人が主張する令和4年6月20日をもってただし書の正当な理由に該当する日とはいえず、かりに「事務報告書」が一般の閲覧に供された日をもって正当な理由に該当する日だとしてもすでに6年10箇月を経過している。このことから、令和4年6月20日以前に、すでに、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をする程度に本件土地交換の存在又は内容を知ることができたので、請求人が主張する2022年6月20日はただし書の正当な理由に該当するとき、ではない。

したがって、本件請求は、正当な理由がなく請求期限が経過した不適法な請求であるといわざるを得ない。

よって、本件請求は、法第242条第2項に定める住民監査請求の要件を具備していないため却下するものである。